

平成27年海津市議会第4回定例会

◎議事日程（第3号）

平成27年12月18日（金曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第58号 平成27年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第59号 海津市職員の再任用に関する条例及び海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第60号 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第6 議案第61号 海津市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第66号 財産の減額貸付けについて
- 日程第12 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第14 請願第6号について
- 追加日程第1 発議第8号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への意見書について

◎出席議員（15名）

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	六鹿正規君	4番	堀田みつ子君
5番	川瀬厚美君	6番	赤尾俊春君
7番	森昇君	8番	浅井まゆみ君
9番	橋本武夫君	10番	松田芳明君

11番 伊 藤 誠 君
13番 松 岡 光 義 君
15番 服 部 寿 君

12番 永 田 武 秀 君
14番 水 谷 武 博 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	服 部 尚 美 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	寺 村 典 久 君	総 務 部 長 企画財政課長	白 木 法 久 君
市民環境部長	鈴 木 照 実 君	健康福祉部長	木 村 元 康 君
健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務 長	伊 藤 裕 康 君	健康福祉部次長 兼保険医療課長	伊 藤 裕 紀 君
産業経済部長	中 島 智 君	建設水道部長	中 島 哲 之 君
危機管理局 危機管理監兼 監察室長	三 木 孝 典 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	伊 藤 精 治 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 次 長 (施設担当)	菱 田 一 義 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 次 長 兼 スポーツ課長	石 原 義 雄 君
会 計 管 理 者	徳 永 廣 徳 君	監査委員事務局長併 公平委員会 事務局書記長	荒 川 逸 夫 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	菱 田 昭 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 木 彰	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 兼 議 事 調 査 係 長	古 川 和 典
-------------	-------	---	---------

局課兼長
務務佐係
事総補
会会長務
議議課総

渡 辺 美 香

◎開議宣告

○議長（服部 寿君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前8時59分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 川瀬厚美君、6番 赤尾俊春君を指名いたします。

◎議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）から議案第68号 指定管理者の指定についてまで

○議長（服部 寿君） 日程第2、議案第57号から日程第13、議案第68号までの12議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 川瀬厚美君。

〔総務産業建設委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○総務産業建設委員長（川瀬厚美君） おはようございます。

総務産業建設委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 服部寿様、総務産業建設委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で報告いたします。

議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項は、可決すべきもの。議案第58号 平成27年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第59号 海津市職員の再任用に関する条例及び海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第60号 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、

可決すべきもの。議案第61号 海津市税条例等の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第63号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第66号 財産の減額貸付けについて、可決すべきもの。議案第67号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第68号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました9案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたことをあわせて報告いたします。

また、主な質疑として、議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、県補助金、清流の国ぎふ推進補助金の中でスクールバスを購入したのかの質問があり、スクールバスを購入したので、その費用として県より49万円の補助金をいただいた旨の説明がありました。

次に、前年度繰越金増1,831万5,000円について繰越金がいづ確定するのか質問があり、決算認定もいただいておりますが、5月31日の出納整理期間を経て確定するが、予算としては財源調整として使わせていただいている旨の説明がありました。

また、説明欄に前年度繰越金増1,831万5,000円と書いてあるが、決算後にこの金額がふえたのかの質問があり、繰越金が増えたということではなく、あくまで補正前の予算額に対しての増額という旨の説明がありました。

次に、新行政不服審査制度対応支援業務委託料の詳細について質問があり、行政不服審査法が全部改正され4月より施行される。大きく変わる点は審査請求期間が60日から3カ月に延長されたことと、審査請求をしないで行政訴訟ができるように不服申し立て前置が廃止・縮小された。新たな制度に対応するための、職員研修と審理員育成のための研修の委託料である旨の説明がありました。

次に、関ヶ原古戦場関連史跡の大型解説サイン板設置工事についての質問があり、岐阜県が関ヶ原の戦いは全国的に認知度が高いということで、今後岐阜県の新たな観光地域資源として利用するため、史跡マップづくり及び解説板等設置の計画をし、西濃圏域2市9町の関ヶ原の戦い1600年前後30年の史跡を洗い出し、85カ所の史跡があり、当市においてはそのうち7カ所史跡があるが、今回文献が残っている2カ所に解説板を設置し、将来的に西濃圏域の観光客が増加するよう周遊等も考えている旨の説明がございました。

次に、議案第60号 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての関係で、個人番号の利用範囲第4条関係の別表第1の中の機関の定義について質問があり、地方自治法第138条の3及び第147条により機関は市長になっている旨の説明がありました。

また、第4条関係の別表第2の中の特定期間情報の関係で（3）身体障害者福祉法に関しては第15条まで細かく規定され、（10）生活保護法に関しては生活保護法の規定によりとされ、なぜ一方は第何条まで細かく規定されているか質問があり、上位法により解釈ができるためこのような規定になっている旨の説明がありました。

さらに、第4条4項に情報を含む書面の提出が義務づけられていると書かれているが、提出しない場合の罰則規定があるかの質問があり、番号法に提出の規定はあるが罰則の規定はない旨の説明がありました。

議案第66号 財産の減額貸付けについての関係で、太陽光の発電量の3%であるが、規定の発電量か、実際の発電量かの質問があり、想定発電量で平均日射時間1,000時間の定額で募集をかけた決定金額である旨の説明がございました。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 続きまして、文教福祉委員長 藤田敏彦君。

〔文教福祉委員長 藤田敏彦君 登壇〕

○文教福祉委員長（藤田敏彦君） おはようございます。

文教福祉委員会の委員会報告をさせていただきます。

海津市議会議長 服部寿様、文教福祉委員会委員長 藤田敏彦。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、結果の順で述べさせていただきます。

議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第62号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第64号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第65号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました4案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑としまして、議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、保育園費の修繕料増の53万4,000円と園舎改修工事増173万5,000円の内容及び完成時期についての質問があり、修繕に関しては高須認定こども園の屋根の雪どめの取り付け、石津認定こども園の中庭の排水不良の修繕、工事に関しては今尾認定こども園の1階のトイレに2歳児の男子用トイレを設置する工事であり、どちらも年度内に完成する旨の説明がありました。

次に、生活保護扶助費増2,126万4,000円の関係で、平成26年10月は73世帯84人で、平成27

年10月は89世帯105人にふえたとのことであるが、この増加は例年ぐらいかの質問があり、傾向としては被保護者は高齢者の世帯が多いので、お亡くなりになったりして増減を繰り返しているが、今回については保護廃止が新規を下回ったことによる旨の説明がありました。

また、生活保護89世帯というのは海津市全体の0.7%しかないが、実際は89世帯以上あるという認識をしているか質問があり、県の平均よりかなり低いので潜在的な方はいると考えている旨の説明がありました。

さらに、生活保護の申請件数が何件で、そのうちどのくらいの方を認定したか質問があり、相談件数は年間30件から40件あり、該当の方には申請いただく旨の説明がありました。

次に、債務負担行為の中で、かいづっち養老鉄道応援パスポート負担金の詳細について質問があり、平成22年度からキッズパスポートという形で行ってきたが、10月よりコミュニティバスの路線変更により利用者が見込めないため、バス事業者とも協議し、バスの利用を断念した。養老鉄道については、来年度統合により、下多度・石津地区の対象生徒は240名となり、定期額で計算すると多大な金額となるため、養老鉄道と協議を行い、通常利用の人数ぐらいの負担金で同意していただいた旨の説明がありました。

同じく、債務負担行為の児童・生徒送迎バス通行業務委託料の1,160万円について、高須小学校と大江小学校の送迎バスの委託料ということであるが、距離計算でいくと西江小学校も対象になると思うがこの予算に入っているか、また今までのコミュニティバスの停留所をバス停にしているが、以前に要望してある集会所等の停留所の追加も考慮して限度額を設定してあるか質問があり、西江小学校の件については、地域の保護者等とお話をする、体力づくりではないが従来どおりの自転車通学でやってほしいという意見が大半でした。また、西江小学校を経由させることも考えられるが、それについては距離の関係だけではなく従来行っていたコミュニティバスの代替ということで理解していただきたい、停留所に関しては現地調査して、より児童の安全の確保ができ、近くにより安全な場所が確保できれば来年度以降協議し、要望が多ければ変更していきたい旨の説明がありました。

同じく債務負担行為、外国語指導助手委託料（小学校）1,611万6,000円、中学校2,992万8,000円について、なぜ今回の補正で上がっているのかと、指導助手の報酬は妥当か質問があり、本年度は9月からお願いしてきたが、本来は4月から配慮すべきであるので、今回債務負担の補正をさせていただいた。また、報酬額に関しては妥当である旨の説明がありました。

議案第62号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例についての関係で、この条例改正は独自利用事務の条例改正か質問があり、番号法による法定事務である旨の説明がありました。

また、個人番号がわからない人への対応について質問があり、番号の取り扱いについて窓

口で説明し、現在送付されている通知番号を教えてくださいよう理解していただく旨の説明がありました。

議案第65号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての関係で、別表第2の1の中に体育室の全面と半面とあるが、その判断はどのようにしているか質問があり、体育室は2面あるので2面を利用する場合は全面で、1面を利用する場合は半面と扱っている旨の説明がありました。以上であります。

○議長（服部 寿君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

それでは、議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部 寿君） 着席願います。

議員総数14名、起立者13名、起立多数です。よって、議案第57号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号、議案第59号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第58号、議案第59号の2議案につきまして、一括採決することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号、議案第59号の2議案につきましては、一括採決といたします。

お諮りします。議案第58号、議案第59号の2議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成27年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 海津市職員の再任用に関する条例及び海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第60号 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 堀田みつ子君。

〔4番 堀田みつ子君 登壇〕

○4番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第60号 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について反対の立場で討論をいたします。

私はこれまでマイナンバー制度については施行もされていない中、プライバシー性の極めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象にする法案が国会で可決されたことや個人情報保護法の目的に新たな産業の創出を加えたこと、参議院内閣委員会で、マイナンバーに指紋など生体認証の導入検討など、附帯決議が可決されたことなどを指摘して条例改定や補正予算に反対をしてきました。

日本共産党としてはマイナンバー制度に関して、1. 100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること。2. 意図的に情報を盗み取る人がいること。3. 一度漏れた情報は流通し、売買されて取り返しがつかないこと。4. 情報は、集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなることの4つの危険性を指摘していることも述べさせていただいています。

今回の条例は問題が多くある法律をもとに、市で独自利用するために制定するもので、法で規定されている法定事務のためではありません。あえて利用範囲を広げないという選択が必要だと考えます。この条例を制定しなければ、従来どおりの事務処理をしていけばよいこ

とであることは行政側も認めておられます。今回の条例で申請書類にマイナンバーを書くことでメリットがあるのは行政側です。管理、活用する行政側にとって市民の所得、社会保障給付等の状況を効率よく把握できることになり、行政に都合がよいことにほかならないと考えます。

マイナンバー制度は危険性が高く、被害が出てからでは取り返しがつきません。そこで、何度も申し上げますが、利用範囲を広げないということが必要であることを強調したいと思います。一度条例制定すれば、市民の利便性という都合のよい言葉でくるみ、利用範囲が拡大されていくことは目に見えています。いま一度、立ちどまることが必要だと考え、今回の条例制定に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（服部 寿君） 賛成者の討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） その他討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部 寿君） 着席願います。

議員総数14名、起立者11名、起立多数です。よって、議案第60号 海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号から議案第68号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第61号から議案第68号までの8議案につきまして、一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第68号までの8議案につきましては、一括採決いたします。

お諮りします。議案第61号から議案第68号までの8議案について、委員長の報告のとおり

可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 海津市税条例等の一部を改正する条例について、議案第62号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第63号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第64号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、議案第65号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第66号 財産の減額貸付けについて、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、以上8議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎請願第6号について

○議長（服部 寿君） 続きまして、日程第14、請願第6号を議案といたします。

さきに総務産業建設委員会に審査が付託してありますので、ただいまから委員長の審査結果の報告を求めます。

総務産業建設委員長 川瀬厚美君。

〔総務産業建設委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○総務産業建設委員長（川瀬厚美君） 海津市議会議長 服部寿様、総務産業建設委員会委員長 川瀬厚美。

請願審査報告書。

平成27年第4回定例会において本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第141条第1項の規定により報告します。

記、受理番号、請願第6号、受理年月日、平成27年11月30日、付託年月日、平成27年12月14日、件名、T P P 協定交渉大筋合意に関する国への請願、請願者住所、岐阜県大垣市東前町955-1、請願者氏名、西美濃農業協同組合、代表理事組合長 小林徹、紹介議員、伊藤誠。

委員会の意見、今回議会に提出された本請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、当市においても安価な外国産農産物の輸入が市内農業生産や農村社会に深刻な打撃を与え、生産現場に不安が広がるおそれがあるため、採択すべきものとの結論に達した。

審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

請願第6号について討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより請願第6号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、請願第6号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

（午前9時29分）

○議長（服部 寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時32分）

◎発議第8号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への意見書について

○議長（服部 寿君） ただいま発議第8号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたい思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への意見書についてを追加日程第1とし、直ちに議題といたします。

ここで追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（服部 寿君） 配付漏れはありませんか。

それでは、追加日程第1、発議第8号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、5番 川瀬厚美君。

〔5番 川瀬厚美君 登壇〕

○5番（川瀬厚美君） 発議第8号、海津市議会議員 服部寿様、提出者、海津市議会議員 川瀬厚美、賛成者、海津市議会議員 橋本武夫、賛成者、海津市議会議員 松岡光義。

ＴＰＰ協定交渉大筋合意に関する国への意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し必要な対策について速やかに検討するよう強く要望するもの。

ＴＰＰ協定交渉大筋合意に関する国への意見書（案）。

ＴＰＰ協定交渉の大筋合意内容は農林水産分野の重要5品目のうち、米については、米国及び豪州に対する特別輸入枠の設定や、牛肉・豚肉等における段階的な関税削減・撤廃であった。

また、5品目以外の農林水産物は大半が関税撤廃となっており、安価な外国産農産物の輸入が県内農業生産や農村社会に深刻な打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

さらに、情報開示がないまま交渉が進められ、合意に至ったことはまことに遺憾であり、政府は、今回の合意内容と我が国農業に与える影響を精査した上で生産者に対する十分な説明を行うとともに、生産者の不安な声に耳を傾けるべきである。さらに、「再生産」を確実にするため、関連法制度の整備やそれに沿った予算措置など、万全な国内対策の確立が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し必要な対策について速やかに検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日、岐阜県海津市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 4番 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） ＴＰＰの大筋合意、その中身は早期妥結を最優先にして、アメリカへの譲歩が繰り返され、重要5品目の聖域は守るとした公約を安倍政権が公然と投げ捨てたことになること、そしてこの大筋合意は最終でも決着済みでもないことを最初に申し上げたいと思いますし、ＪＡからの請願はＴＰＰ反対を表明しての請願であってほしかったと私は思いますが、しかしＴＰＰの有無にかかわらず農業の現実は厳しく、請願で述べられていたことに対してはおおむね同意できるとして反対をしませんでした。

そこで1点だけ、この意見書に対してお聞きするんですけども、この意見書を提出するに当たり、請願の項目の中に3項目が取り上げられていないことの理由をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（服部 寿君） 5番 川瀬厚美君。

○5番（川瀬厚美君） 請願の3項目の内容について意見書の中に大体その趣旨が取り入れられている、そのように表現をしてありますので、御理解をいただきたい、そのように思います。以上です。

○議長（服部 寿君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この意見書は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣に送付をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（服部 寿君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年海津市議会第4回定例会を閉会といたします。皆様、大変御苦勞さまでございました。

（午前9時38分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 28 年 2 月 25 日

議 長 服 部 寿

署 名 議 員 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 赤 尾 俊 春